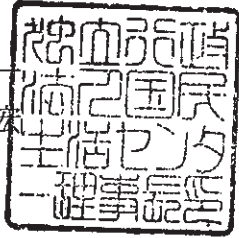


22独国生総第252号
平成23年1月5日

内閣府独立行政法人評価委員会
委員長 大森 彌 殿

独立行政法人国民生活センター
理事長 野々山 殊

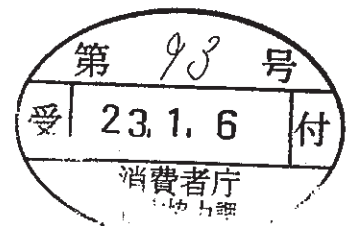


独立行政法人国民生活センターの役員の退職について

標記について、当センターの下記役員が退職いたしましたので、その退職手
当に係る業績勘案率の算定をお願いいたします。

記

氏 名	■■■■■■■■■■
役 職	理 事
在職期間	平成19年6月1日から平成22年11月30日



独立行政法人国民生活センター役員退職金に係る
業績勘案率（案）について

平成23年 月 日
内閣府独立行政法人評価委員会

独立行政法人国民生活センターの退職役員に関する業績勘案率（案）については、以下のとおりとする。

理事 XXXXXXXXXX 業績勘案率は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成23年 月 日開催の国民生活センター分科会において審議
業績勘案率（算定方法は別紙）1.0を基本とし、退職した役員の業績等について、法人から説明を受け審議したところ、基準業績勘案率を変更すべき特段の事情はないと判断し、業績勘案率（案）を「1.0」にすることに決定した。

(別紙)

前理事の基準業績勘案率の算定

1. 業績勘案率の算定期間 平成19年6月1日～平成22年11月30日

2. 算定方法

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」2.(1)に基づき、退職した役員が在職した各事業年度毎に基準値を設定し、各事業年度毎の在職月数に応じて加重平均した値(小数点第2位以下は四捨五入)を基準業績勘案率とした。

(1) 各事業年度の基準値(職責にかかる項目数により算定)

① 平成19年度(W)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 19 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 19 = 4.0 \\ & & & & \underline{W = 1.0} \end{array}$$

② 平成20年度(X)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 19 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 19 = 4.0 \\ & & & & \underline{X = 1.0} \end{array}$$

③ 平成21年度(Y)

$$\begin{array}{ccccc} A+ & A & B & C & D \\ (0 \times 5 + 20 \times 4 + 0 \times 3 + 0 \times 2 + 0 \times 1) / 20 = 4.0 \\ & & & & \underline{Y = 1.0} \end{array}$$

④ 平成22年度(Z)

(役員が在職した期間の法人の業績実績の状況、前年度の業績実績との比較などにより分科会において決定)

$$\underline{Z = 1.0}$$

(2) 基準業績勘案率の算定

$$\begin{array}{l} (W \times 10 \text{月} + X \times 12 \text{月} + Y \times 12 \text{月} + Z \times 8 \text{月}) / 42 \text{月} = \text{基準業績勘案率} \\ (1.0 \times 10 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 12 \text{月} + 1.0 \times 8 \text{月}) / 42 \text{月} = \underline{\underline{1.0}} \end{array}$$

平成22年度における独立行政法人国民生活センター
役員退職金に係る業績勘案率（案）の基準値について

平成23年 月 日
内閣府独立行政法人評価委員会
国民生活センター分科会長 山 本 豊

平成22年度における独立行政法人国民生活センターの退職役員に関する業績勘案率（案）の基準値については、以下のとおりとする。

理事 XXXXXXXXXX 平成22年度における業績勘案率の基準値は、1.0とする。

（決定の方法）

「内閣府所管独立行政法人の役員退職金に係る業績勘案率について」（平成17年8月23日内閣府独立行政法人評価委員会決定）に基づき決定

（決定の理由）

平成23年 月 日開催の国民生活センター分科会において審議
平成22年度における当該役員が在職した法人の業務の状況は、平成22年度計画に沿って順調に行われており、前年度の業務実績等を総合的に勘案して決定

前理事所掌項目の各年度における評価結果

年度 評価	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度(仮)
A+	0	0	0	0
A	19	19	20	20
B	0	0	0	0
C	0	0	0	0
D	0	0	0	0
項目数計	19	19	20	20

評価項目（平成19年度）	理事
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(2) 国民への情報提供 ①報道機関等を通じた情報提供 ・P I O - N E Tの情報やセンターが処理した苦情相談を分析し、その結果を年度内に20テーマ以上提供する。また、これらの被害の未然防止や拡大防止の観点から必要がある場合には、関係事業者（団体）及び関係行政機関への要望及び情報提供を行う。	A
②出版物、テレビ、ホームページ等による情報提供 ア. ホームページ ・引き続き社会的に問題となっていて消費者の関心の高い情報の提供を行うこと等により、アクセス件数の増加を図る。	A
・携帯電話による情報提供の充実を図る。	A
イ. テレビ番組 ・視聴者モニターにアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得るよう努めるとともに、その結果を企画・構成面に反映させる。	A
ウ. 定期出版物等 ・「くらしの豆知識」について、適切なテーマ選択と満足度調査実施のため、読者等へのアンケート調査とヒアリングを実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。	A
・「国民生活」について、内容の充実と満足度調査の実施のため、読者等へのアンケート調査を実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。	A
・「たしかな目」について、内容の充実と満足度調査の実施のため、読者等へのアンケート調査を実施し、読者への満足度アンケート調査において、5段階で4以上の満足度の評価を得る。	A
③消費者団体、事業者団体、N P O等との情報交換 ・消費者フォーラムを開催し、参加者から5段階評価で4以上の満足度の評価を得るよう実施する。	A
・消費者団体やN P Oが活動や交流のために利用できる場所となる「くらしの情報交流プラザ」で、“くらしの情報交流プラザ☆さろん”を、東京事務所の耐震補強工事期間中を除き、毎月1回開催する。	A
(5) 研修 ①研修	A
・地方公共団体の職員及び消費生活相談員を対象とする研修を6コース実施する。	A
・地方公共団体等の消費生活相談員を対象とする研修を13コース実施する。	A
・地方公共団体で消費生活相談業務に従事している行政職員および消費生活相談員を対象とする消費生活相談員移動セミナー（地方都市開催）を26コース実施する。	A
・企業の消費者対応部門の職員等を対象とする研修を4コース実施する。	A
・学生及び小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした研修を2コース実施する。	A
・地域における消費者活動推進者（消費者活動に関心のある消費者及び行政職員、消費生活相談員等）を対象とした研修を1コース実施する。	A
・相模原市と共催で、一般市民、一般消費者、行政職員、消費生活相談員等を対象とした公開講座を1コース実施する。	A
・研修コース毎に受講者に対するアンケート調査を実施し、その結果を研修内容等の充実に活用するとともに、受講者から5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。	A
②消費生活専門相談員資格の審査及び認定 ・消費生活専門相談員の能力・資質の向上等を図るための資格認定試験について、各地の地理的条件に配慮した人材供給を確保していくという観点から、全国15ヶ所以上で実施する。	A
(6) 商品テスト ・テスト結果を、報道機関、ホームページ、テレビ番組、「たしかな目」、「国民生活」などを通じて迅速に情報提供する。	A

評価項目（平成20年度）	理事
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(2) 国民への情報提供の強化 ①報道機関等を通じた情報提供 ・ P I O - N E T 等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。	A
②ホームページ、出版物、テレビ番組等による情報提供 ア. ホームページ ・ コンテンツの迅速な追加・更新、既存コーナー運用方法の見直し等により、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。	A
・ 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。	A
イ. 出版物 ・ 消費者問題の専門誌として「月刊国民生活」を創刊し、定期発行する。	A
・ 「月刊国民生活」について、内容の充足と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。	A
・ 国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図る。	A
ウ. テレビ番組 ・ 国民生活センターの情報を活用して、悪質な販売手口や製品事故等に関する情報を毎月2回以上定期的に放映する。	A
・ 放映された番組内容をホームページを通じて動画配信する。	A
・ 視聴者モニターに対するアンケート調査を実施し、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。	A
エ. 高齢者や障害者等への情報提供 ・ 高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン（高齢者版、子ども版）を発行する。	A
・ メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者等に対して配布し、情報提供する。	A
(6) 研修の充実 ①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化 ・ 消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図ることとし、全研修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。	A
・ 研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。	A
・ 中小企業等の消費者相談部門等に所属する職員を対象に、苦情処理に必要な一般的知識及び法令等の専門的知識、並びに最近の消費者問題等を習得するための研修を行う。	A
・ 地方の消費生活相談体制の強化を図るため、モデル事業として、相談体制の脆弱な地域に経験豊富な相談員を訪問させ、現地の相談員に対し助言・指導を行う。	A
②消費生活専門相談員資格認定制度 ・ 消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。	A
・ 各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国15箇所以上で資格試験を実施する。	A
・ 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を平成20年度より実施する。	A
③消費者・企業向け研修への市場化テスト導入 ・ 消費者・企業向け研修への市場化テストの導入に向け、実施要項（案）を作成するとともに、官民競争入札等監理委員会の審議スケジュールに沿い、所定の審議を経る。	A

評価項目（平成21年度）	理事
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
<p>(2) 国民への情報提供の強化</p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P I O - N E T 等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。 	A
<p>②ホームページ、出版物等による情報提供</p> <p>ア. ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテンツの迅速な追加・更新、新規コーナーの追加等により、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。 	A
<p>イ. 出版物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者問題の専門誌として「月刊国民生活」を定期発行する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「月刊国民生活」について、内容の充足と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図る。 	A
<p>ウ. 高齢者や障害者等への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン（高齢者版、子ども版）を発行する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者等に対して配布し、情報提供する。 	A
<p>③消費者庁の行う注意喚起への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者庁が行う注意喚起について、ホームページ、出版物等を通じて消費者に情報提供する。 	A
<p>(5) 関係機関との連携</p>	
<p>④独立行政法人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。 	A
<p>⑥情報公開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開請求に対して適切に対応する。 	A
<p>(6) 研修の充実</p>	
<p>①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図ることとし、全研修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業等の消費者相談部門等に所属する職員を対象に、苦情処理に必要な一般的知識及び法令等の専門的知識、並びに最近の消費者問題等を習得するための研修を行う。 	A
<p>②消費生活専門相談員資格認定制度</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国15箇所以上で資格試験を実施する。 	A
<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。 	A
<p>③消費者・企業向け研修への市場化テスト導入</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者・企業向け研修への市場化テストの導入に向け、実施要項（案）を作成し、官民競争入札を導入する。 	A
<p>(9) 地方公共団体に対する支援</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方の消費生活相談体制の強化を図るため、平成20年度に実施したモデル事業の結果を踏まえ、市区町村の相談窓口へ経験豊富な相談員を訪問させ、現地の相談員に対し助言・指導を行う。 	A

評価項目（平成22年度（仮））	理事
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
(2) 国民への情報提供の強化 ①報道機関等を通じた情報提供 ・ P I O - N E T 等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。	A
・ 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。	A
(2) 国民への情報提供の強化 ②ホームページ、出版物等による情報提供 ア. ホームページ ・ コンテンツの迅速な追加・更新、新規コーナーの追加等により、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。	A
・ 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。	A
イ. 出版物 ・ 消費者問題の専門誌として「月刊国民生活」を定期発行する。	A
・ 「月刊国民生活」について、内容の充足と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。	A
・ 国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図るとともに、視覚障害者のためのデイジー版を作成する。	A
ウ. 高齢者や障害者等への情報提供	
・ 高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン（高齢者版、子ども版）を発行する。	A
・ メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者等に対して配布し、情報提供する。	A
③消費者庁の行う注意喚起への協力	
・ 消費者庁が行う注意喚起について、ホームページ、出版物等を通じて消費者に情報提供する。	A
(5) 関係機関との連携	
④独立行政法人 ・ 製品評価技術基盤機構、農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。	A
⑥情報公開 ・ 情報公開請求に対して適切に対応する。	A
(6) 研修の充実	
①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化 ・ 消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図ることとし、全研修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。	A
・ 研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。	A
・ 中小企業等の消費者相談部門等に所属する職員を対象に、苦情処理に必要な一般的知識及び法令等の専門的知識、並びに最近の消費者問題等を習得するための研修を行う。	A
②消費生活専門相談員資格認定制度	
・ 消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。	A
・ 各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国15箇所以上で資格試験を実施する。	A
・ 資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を実施する。	A
③消費者・企業向け研修への市場化テスト導入	
・ 官民競争入札の結果を受け、国民生活センターにおいて研修を実施する。	A
(9) 地方公共団体に対する支援 地方の消費生活相談体制の強化を図るため、都道府県へのヒアリングやアンケート調査の結果を踏まえ、市区町村の相談窓口へ経験豊富な相談員を訪問させ、現地の相談員に対し助言・指導を行う。	A

前理事の業績について

1. 就任及び退任日

- ・平成19年6月1日に独立行政法人国民生活センター理事就任
- ・平成22年11月30日に退任

2. 在職期間

3年6ヶ月

3. 職務

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）広報部、研修部、総務部企画調整課（地方支援に係る業務及び40年史編纂に係る業務。平成21年4月から）を所掌。

4. 主たる業務

理事は、センターの理事に就任以来、広報部、研修部、総務部企画調整課（地方支援に係る業務及び創立40周年記念事業に係る業務。平成21年4月から）を所掌する職にあって、担当業務を積極的に推進することを通じ、理事長を的確に補佐し、次に挙げる業績を上げた。

○広報業務

国民への情報提供の強化については、商品テスト結果及びPI0-NETの情報やセンターが処理した苦情相談等をもとにした消費者向けの注意情報について情報提供を行う記者説明会を機動的に開催することにより、消費者被害の未然防止に貢献した。

ホームページのコンテンツの迅速な追加・更新等により、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供した。また、悪質商法や製品事故に関するメールマガジンを発行し、高齢者や障害者等への情報提供を指揮した。

また、センター発行「月刊国民生活」「くらしの豆知識」等の各種出版物についても、マスコミ出身者としての適切な指導・助言を行い内容の充実に努めた。

○研修業務

全国の消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修への重点化を図った。相談員を対象とした地方開催研修の実施を積極的に推進した。平成21年度においては、公共サービス改革基本方針（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、消費者・企業向け研修の市場化テストの導入を指揮した。

相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行うとともに、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座の開始に尽力した。

○地方支援に係る業務及び40年史編纂・記念事業の実施に係る業務

地方の消費生活相談体制の強化を支援するため、市区町村の相談窓口へ経験豊富な相談員を訪問させ、現地の相談員に対して助言・指導を行う「相談専門家による巡回事業」を平成21年7月より本格的に実施するにあたり、その業務を積極的に推進した。

当センターの創立40周年記念誌の編纂及び記念事業の実施に向けて、創立40周年記念事業推進委員会を立ち上げ、委員長として委員会の議事を指揮し、記念誌の発行及び記念事業を実施した。

平成22年4月1日～11月30日における■■■■前理事の業績について

広報部、研修部、総務部企画調整課（地方支援に係る業務及び創立40周年記念事業に係る業務）を所掌し、担当業務を積極的に推進した。

○広報業務

国民への情報提供の強化については、商品テスト結果及びPIO-NETの情報やセンターが処理した苦情相談等をもとにした消費者向けの注意情報について情報提供を行う記者説明会を機動的に開催することにより、消費者被害の未然防止に貢献した。

ホームページのコンテンツの迅速な追加・更新等により、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供した。また、悪質商法や製品事故に関するメールマガジンを発行し、高齢者や障害者等への情報提供を指揮した。

また、センター発行「月刊国民生活」「くらしの豆知識」等の各種出版物についても、マスコミ出身者としての適切な指導・助言を行い内容の充実に努めた。

○研修業務

全国の消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修を重点的に実施した。地方で開催する相談員を対象とした研修の実施を積極的に推進した。

相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行うとともに、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座の実施に尽力した。

○地方支援に係る業務及び40年史編纂・記念事業の実施に係る業務

地方の消費生活相談体制の強化を支援するため、市区町村の相談窓口へ経験豊富な相談員を訪問させ、現地の相談員に対して助言・指導を行う「相談専門家による巡回事業」の業務を積極的に推進した。

当センターの創立40周年記念誌の編纂及び記念事業の実施に向けて、創立40周年記念事業推進委員会の委員長として委員会の議事を指揮した。10月には『国民生活センター40周年記念誌 -2000～2009年度の歩み-』を刊行し、関係者への配布を取り仕切った。また、記念事業の実施に尽力した。